

平成23年度 第1回吹田市建築審査会議事録

開催日時 平成23年4月27日(水)午後4時00分

開催場所 吹田市役所 中層棟4階 第3委員会室

出席委員 大砂会長 押川会長代理 佛性委員 木多委員 四宮委員

事務局 定刻になりましたので会議を開催いたします。まず、建築基準法81条1項の規定により会長、同条3項の規定により会長代理を、委員の互選により選任することとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員 大砂委員を会長として推薦したいと思います。

委員 異議なし。

大砂委員 重責でございますが務めさせていただきます。建築基準法に規定された重要な任務を担った委員会でございますので、充実した審理ができますように会長として務めてまいりたいと思います。委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、会長代理につきまして、互選したいと思いますがいかがでしょうか。

委員 押川委員を会長代理として推薦したいと思います。

委員 異議なし。

会長 それでは、押川委員に会長代理をお願いいたします。一言お願いいたします。

押川委員 新しい会長を補佐して務めてまいりたいと思います。よろしくお願い致します。

会長 それでは、次第に従いまして議案第1号の審理をしたいと思います。説明よろしくようお願いいたします。

事務局

第1号議案説明

予定建築物 自転車駐車場

該当適用条文 建築基準法第44条第1項第2号

会長 ただ今の事務局の説明にご質問、ご意見ございますか。

委員 自転車駐車場を建築する部分を道路に指定し、計画することで、建築基準法44条に抵触する訳ですが、道路に指定する理由はあるのですか。

事務局 道路部局が道路附属物として建築するため、道路区域を変更しております。

委員 今回の建築物については、どちらが管理するのですか。

事務局 交通政策課になります。

委員 自転車駐輪場の東側と跨線橋の間は通行可能ですか。

事務局 自転車駐車場のメンテナンス用のみで一般交通の用には供さないです。

委員 この自転車駐車場は有料ですか。

事務局 有料です。

委員 自転車駐輪場の東側に昇降機がありますが、駐輪場とは関係ないのですか。

事務局 こちらは単体の道路附属物として築造されます。跨線橋で西側から来られるとかなり高低差がありまして、その解消の為に計画しております。

委員 踏み切りは廃止になるのですか。

事務局 歩行者・自転車専用で残ります。

委員 跨線橋西側の先も道路が狭いですね。

事務局 拡幅に向けて地権者と協議中です。

委員 自転車と歩行者の動線と入口の関係はどのように考えてられるのですか。自転車駐車場西側の出口を大きく取ることはできませんでしたか。

事務局 自転車駐車場東側からの通行に関しましては、商業施設予定地の東側に通路が設けられますので、そちらから自転車駐車場の動線を考えております。商業施設西側につきしても、地区計画において空間を担保し通行できる計画を考えております。担当課へも意見を申し伝えておきます。

会長 その他、ご意見・ご質問はございますか。ないようですので、議案第1号について、同意することに異議ございませんか。

委員 はい。

会長 それでは、同意することとします。本日の審議事項は以上ですが、事務局より報告事項お願いいたします。

事務局 報告事項 法第43条ただし書き許可 2件

会長 只今の報告事項について、ご質問、ご意見ございませんか。

委員 許可第2号について、道路斜線は検討していますか。天空率を使用しているのですか。

事務局 天空率で検討しています。

会長 他にご質問・ご意見はございませんか。では、事務局よりその他連絡事項をお願いいたします。

事務局 今回の議事録の署名委員を会長、押川会長代理、四宮委員にお願いしたいと思います。

会長 よろしく申し上げます。それでは審査会を終了いたします。ありがとうございました。